

平成 25 年 6 月 21 日

各障害者支援施設長 様
各障害福祉サービス事業所管理者 様
各相談支援事業所管理者 様
各地域活動支援事業所管理者 様
各福祉ホーム管理人 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

災害に関する情報収集及び非常災害対策について

初夏から秋にかけては、前線や台風の影響で大雨、洪水、暴風、高潮など、自然災害が発生しやすく、特に注意が必要な時期になりました。

各施設・事業所におかれましては、日頃から幅広く気象に関する情報収集に努めるとともに、施設・事業所の災害対策について再度ご点検いただき、定期的に避難訓練を行う等災害対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、災害時若しくは災害が予想される場合には、利用者の安全確保及び施設設備の安全管理に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度の障害福祉サービス等の基準条例の制定に伴い、災害時の備えとして、施設・事業所ごとに、3日間又は3食分以上の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄することとなっておりますので、ご理解のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。（ただし、一部の事業所については経過措置があります。）

<参考情報>

○公立通園施設における取り扱い概要

- 1 利用者の通園前に、本市域において暴風警報が発令されたときは、通園を見合せ、原則として次のように取り扱う。
 - (1) 午前7時までに暴風警報が解除されないときは、午前中の利用を中止するものとする。
 - (2) 午前7時から午前11時までに暴風警報が解除されたときは、午後の利用を行うものとする。
 - (3) 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されないときは、当日の利用を中止し、休園休所するものとする。

- 2 利用者の通園後に、本市域において暴風警報が発令されたときは、利用を中止し、利用者を保護者に直接引き渡す等、帰路の安全確保のため必要な措置を取る。
- 3 上記1、2にかかる保護者等への非常連絡の方法を確認・完備するとともに、事前に周知しておく。

○あなたの街の洪水・内水ハザードマップ

URL：<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-6-0-0-0-0-0-0.html>

○防災情報メールサービス

愛知県においてサービス提供されておりますので災害情報の早期把握等のために積極的にご利用ください。

URL：<http://www.pref.aichi.jp/0000053157.html>（愛知県 HP）

○ 非常災害時の食料及び飲料水の備蓄について

別添「障害福祉サービス等の基準条例制定関係資料」のとおり

{	障害者支援課	
	指定事業係	972-2560
	指 導 係	972-2578